

平成23年度出資法人経営評価の実施方針

1 基本的な考え

平成23年度の経営評価は、引き続き評価精度の向上を図るとともに、必要に応じて経営評価システムの修正を行い、それにより県民に出資法人のおかれている現状と課題についての的確な情報公開が行われるよう取り組む中で、以下の目的により実施するものである。

(1) 自主的な経営改善策の実施

出資法人は、経営の現状と課題等について自ら評価を行うとともに、課題について十分な分析を行い、速やかに必要な対応策を実施する。

(2) 県の指導・監督の充実

県は、出資法人の自己評価や対応策について、統一的・客観的な経営評価を実施し、経営状況に応じた的確な指導・監督を行い、その取り組みについて出資法人の継続的な点検を促す。

また、当該法人が経営課題等を有する場合は、その解決を図る当該法人と協力し、経営の健全化を図るとともに、経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、関係者とも十分協議しつつ、抜本的な経営改善策の検討を行う。

その上で、経営の改善が極めて困難と判断される出資法人については、その法人の存在意義、採算性等を検討して、解散、統合等の抜本的対策の実施について検討する。

(3) 県民に対する情報公開

出資法人の経営評価については、住民に対する積極的かつわかりやすい情報公開に努める。

2 経営評価の実施法人

平成23年度の評価対象法人は、次の法人を除く法人とする。

- ・ 前事業年度（平成22年度）の事業費総額（支出総額）が1千万円以下の法人
- ・ 県が経営に関与しないこととした法人及び廃止が決まり残務処理を行なっている法人

3 経営評価の進め方

(1) 経営評価システムは、出資法人による自己評価、出資法人の所管部局による検証・評価及び経営評価委員会による統一的、総合的な経営評価の3段階の手順で評価を実施する。

(2) 経営評価委員会による評価では、経営改善策の検討・助言を行い、必要に応じて経営評価アドバイザー会議による専門的見地からの評価・助言を行う。

(3) なお、各段階においては、評価結果を踏まえた対応策を検討し、速やかに改善を実施して

検証を行う。

経営評価の手順

- ① 経営評価の実施要請通知
↓
- ② 出資法人における経営評価の実施（経営評価書の作成と対応策の検討）
↓
- ③ 所管部局における出資法人の経営評価の検証、対応策の検討及び指導
↓
- ④ 企画課による経営評価書審査、ヒアリング
↓
- ⑤ 経営評価委員会による経営評価の総合的審査及び助言
（アドバイザー会議審査対象法人の選定）
↓
- ⑥ 経営評価アドバイザー会議による総合評価及び改善策への助言
↓
- ⑦ 経営評価委員会における総合評価決定及び所管部局への通知
↓
- ⑧ 出資法人、所管部局における対応方針の作成及び実施
↓
- ⑨ 経営評価書の情報公開（県民情報センター及び県HP）
↓
- ⑩ 経営評価委員会へ次年度経営評価時に対応方針の取り組み状況を報告

○ 経営評価委員会（企画県民部内に設置、4名）

企画課、行財政改革関係所属及び審査関係所属で構成する経営評価委員会は、経営指標等の分析による経営状況の評価に加え、事業の公共性・公益性、事業効果等の行政的な評価も行い、出資法人等の運営を総合的に評価する。

○ 経営評価アドバイザー会議

経営評価委員会が総合的評価を行う際、専門的立場からの意見を聴くため、学識経験者、公認会計士、民間企業経営者等の法人経営について優れた識見を有する者のうちから、3名を企画県民部長が委嘱し、専門的見地からの経営分析や出資法人等に関する経営改善策やさらには経営評価委員会の総合評価に対する助言等を行う。

4 経営評価の視点

(1) 経営評価に当たっては、「目的適合性」、「計画性」、「組織運営の適正性」、「財務状況」、「効率性」の5つの評価の視点を設定し、さらに「経常損益」や「借入金返済能力」など36項目の評価指標により評価を行う。

さらに、評価指標に基づく評価結果等をもとに5つの評価視点ごとの経営上の課題及びその対応策、今後の事業展開の方法などを記載する。

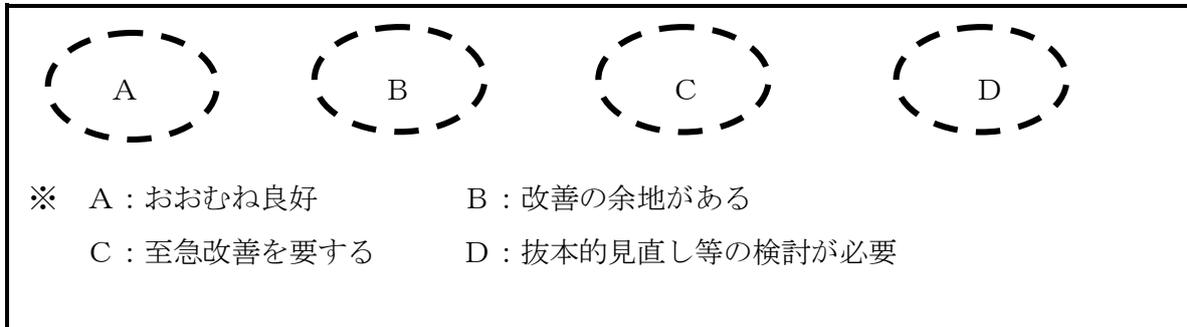
(2) 各指標のうち「自己資本比率」や「目標達成度」など、重要性が高い7項目を設定し、これらの評価得点が低い場合には「警戒指標」として表示し注意を喚起する。

(3) 法人所管部局及び経営評価委員会は、評価結果に対する意見、経営上の課題等に関する意見を記述し、事業の公益性など行政的な評価も考慮して総合評価を行い、5つの視点のうち、特に取組みを強化すべき視点を表示するとともに最終的に出資法人の経営状況を4つの評価区分で表示する。

(取組みを強化すべき視点)



(総合評価)



5 県民への情報公開（平成19年度より実施）

経営評価結果に係る次の事項については、県のホームページで公表するとともに県民情報センターにおいて閲覧に供することにより、県民への情報公開に努める。

(1) 出資法人等全体に係る経営評価結果の概要

(2) 各出資法人の経営評価書

6 実施スケジュール

経営評価の主な実施スケジュールは、概ね次のとおりとする。

時 期	内 容
5月13日	経営評価実施要請
5月31日	附属資料7（当該年度目標設定）の提出
5月中旬～7月中旬	各出資法人による経営評価 ・経営評価書の作成 ・対応策の検討
7月中旬～8月上旬 ※経営評価書企画課提出8月10日	所管課による出資法人の経営評価の検証、対応策の検討及び指導 ・経営評価書の検証 ・所管出資法人のヒアリング（所管課）
8月中旬～9月下旬	企画県民部による審査 ・経営評価書の審査 ・所管課のヒアリング（企画課）
10月～12月	経営評価委員会等による評価 ・経営評価委員会による経営評価 ・経営評価アドバイザー会議による審査対象法人の決定 ・経営評価アドバイザー会議による審査（委員会事務局及び法人所管課による説明）
12月～1月	総合評価結果 ・評価結果の決定 ・評価結果の所管課への通知
1月下旬	評価結果に基づく対応方針の決定（所管部局）
2月～3月	経営評価結果の公表（記者発表、県民情報センター閲覧、HP掲載）